愛知県の条例による登録を受けたものに関する特例制度（みなし登録）について

この特例制度は、愛知県内で広い地域にわたって営業を行う屋外広告業者が多いことから、これらの手続や経済的な負担の軽減と登録事務の効率化を図るための制度です。

具体的には、愛知県の条例に基づき登録を受けた屋外広告業者が、豊橋市内で屋外広告業を営もうとする場合、新たに登録を受ける必要はなく、豊橋市屋外広告物条例の規定により「特例屋外広告業届出書」に必要事項を記載し、下記届出書類とともに１部提出すれば、豊橋市で登録を受けたものとみなされます。

県内で広域的に屋外広告業を営もうとする場合は、以下の内容に留意して手続きを行ってください。

１ 届出書類

（１）「特例屋外広告業届出書」1部

※記載方法は、届出書末尾の注意欄と本冊子１５、１６ページの記載例を参考にしてください。

（２）愛知県屋外広告物条例に基づく登録を受けたことを証する書面の写し

（３）業務主任者の要件を満たしていることを証する書面（屋外広告士、都道府県・指定都市・中核市が開催する屋外広告物の講習会修了者を証する書面など）の写し

２ 届出手数料

届出については、手数料は必要ありません。

３ 特例屋外広告業者届出済証の交付

市は、特例屋外広告業の届出を受理したときは、届出をした屋外広告業者に特例屋外広告業届出済証を交付します。

※特例屋外広告業の届出の更新や廃業等の際には、特例屋外広告業届出済証を返還していただきますので大切に保管してください。

４ 特例屋外広告業者届出の標識の掲示

特例屋外広告業者は、営業所ごとに見やすい場所に規則で定める様式による標識を掲示しなければなりません。

（様式第26）

特　例　屋　外　広　告　業　者　届　出　票	
氏　　名 （名称及び代表者の氏名）	
届　出　番　号	豊橋市特例屋外広告業届出　第　　号
届　出　年　月　日	年　　月　　日
営　業　所　の　名　称	
業務主任者の氏名	

５ 特例屋外広告業の届出事項の変更、廃止の届出について

届出に係る事項について変更があった場合又は市内で屋外広告業を廃止した場合は、規則で定める届出書を提出しなければなりません。

なお、業務主任者を変更したときは、変更した業務主任者の業務主任者の要件を満たしていることを証する書面を添付しなければなりません。

６ 営業の停止

特例屋外広告業者が次の事項に該当するときは、市は６ヶ月以内の期間でその屋外広告業者の営業の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

（１）本冊子１、２ページの「３ 登録の拒否事由」（２）、（４）～（７）のいずれかに該当することとなったとき。

（２）屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき。

（３）特例屋外広告業の届出事項の変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

７ 特例（届出）制度の違反者に対する罰則

特例屋外広告業者が届出事項の変更、廃止の届出を怠った場合などに、５万円以下の過料に処せられることがあります。

８ 特例屋外広告業届出の有効期間

この特例制度による届出は、屋外広告業者が愛知県の登録を受けていることが条件の前提である制度のため、愛知県への登録の有効期間内が届出の有効期間となります。
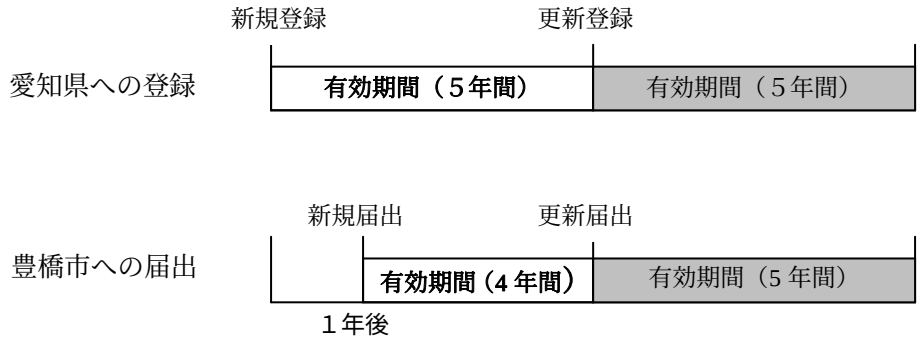
そのため、愛知県の登録有効期間が終了し、更新の登録手続きを行い、豊橋市内で引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、あらためて「特例屋外広告業届出書」を市へ提出しなければ営業することができません。